

学童保育等運営基盤強化推進業務 仕様書

1 委託事業名

学童保育等運営基盤強化推進業務

2 業務目的

徳島市は学童保育クラブの運営業務を学童保育クラブが設置する運営委員会に委託しており、そこに勤務する放課後児童支援員等職員の勤務条件や利用料・おやつ代等の利用者負担額などの運営基準はまちまちである。このことから、運営における現状について実態調査や先進事例調査を行い、その課題を把握したうえで、「徳島市学童保育クラブ統一運営基準（案）」を作成する。

また、統一運営基準（案）による学童保育クラブの運営について、各運営委員会による改善や、新たな運営方法の提案、今後の申込手続きや決定のあり方、統一運営基準導入までのスケジュール提案等により、持続可能な学童保育クラブの運営を目指すものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 学童保育クラブの実態調査

調査対象	徳島市内の学童保育クラブ 56 クラブ（令和8年4月1日現在）
調査方法	保護者、運営委員会委員、支援員等の実態について現地調査を行う。 ※調査方法に関して提案すること
調査時期	令和8年7月から同年12月ごろ
作業内容	① 調査内容の検討・調査フォームの設計 調査票の設問項目は、本市と協議のうえ、学童保育クラブの実情に応じた設問等を検討し、調査票を作成すること。 ② 調査方法の提示 現地調査に基づいた効果的な調査方法を提案すること。 ③ 調査の実施・回収 現地調査を実施し、調査結果を回収すること。 ④ 調査票の整理及びデータ入力 調査結果のデータ入力を行うこと。なお、本市からの指示により、随時、入力済みデータの検証に応じること。 修正・再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速

	<p>やかに対応すること。</p> <p>回収した調査票は、データ入力後、整理のうえ本市に提出すること。</p> <p>⑤ 集計・分析</p> <p>効果的な集計（単純集計・クロス集計等）を行い、分析すること。また、本市と協議のうえ、分析方法及びまとめの方向性について決定する。</p>
--	---

(2) 先進事例調査

調査対象	本市と協議のうえ、決定する近隣の自治体 2団体程度
調査方法	<p>学童保育クラブの運営について、統一した運営基準による運営を行っている先進地において調査を行う（現地調査を含む）。</p> <p>※調査方法に関して提案すること</p>
調査時期	令和8年8月から同年11月ごろ
作業内容	<p>① 調査内容の検討</p> <p>調査項目は、本市と協議のうえ、先進事例での運営基準策定や運営方法等、学童保育クラブの実情に応じた調査項目等を検討すること。</p> <p>② 調査方法の提示</p> <p>現地調査等、効果的な調査方法を提案すること。</p> <p>③ 現地調査の実施</p> <p>本市と協議のうえ、決定する先進事例の地方自治体を訪問し、現地調査を実施すること。</p> <p>④ 調査報告書の作成</p> <p>先進事例の地方自治体での運営基準や運営方法等について、現状・実施方法・本市が導入するにあたっての課題等を検討し、調査報告書を作成すること。なお、本市からの指示により、随時、入力済みデータの検証に依ること。</p> <p>修正・再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。</p> <p>⑤ 分析</p> <p>効果的な分析を行うこと。また、本市と協議のうえ、分析方法及びまとめの方向性について決定する。</p>

(3) 徳島市学童保育クラブ統一運営基準（案）の作成

各学童保育クラブとの整合性や調和を保ち、実態調査結果や現状分析結果等を活用

し、放課後児童支援員等職員の勤務条件や利用料・おやつ代等の利用者負担額など、本市の実情に即した徳島市学童保育クラブ統一運営基準（案）を作成すること。

(4) 今後の学童保育のあり方（案）の作成

統一運営基準（案）による学童保育クラブの運営について、各運営委員会による改善や、新たな運営方法の提案、今後の申込手続きや決定のあり方、統一運営基準導入までのスケジュール提案などにより、今後の学童保育クラブのあり方（案）を作成すること。

(5) 本市との打合せ及び打合せ議事録の作成

- ・必要となる打合せについては、随時対応するものとする。
- ・打合せの内容については、その都度受託者が書面に記載し、相互に確認すること。

(6) 報告書の作成・印刷製本

ア 報告書の原稿作成

- ・デザイン及びレイアウトを含む原稿を作成すること。

イ 報告書の印刷製本

規格：A4版 印刷製本 、部数：50部

5 予定スケジュール

時期	項目
令和8年7月	実態調査（資料収集・作成・分析）
令和8年8月	先進事例調査
令和8年9月	
令和8年10月	
令和8年11月	
令和8年12月	
令和9年1月	統一運営基準（案）及び今後の学童保育のあり方（案）作成
令和9年2月	
令和9年3月	報告書策定、市長あて提出

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 報告書

- ・電子データ（Microsoft Word 及び PDF）
- ・A4版縦 中綴じ 50部

- (2) その他資料（報告書作成に使用する資料、データ等）
 - ・電子データ（Microsoft Word、PDF 又は Microsoft Excel）

7 その他

(1) 業務体制の確保

本業務の履行にあたり、学童保育事業に精通した者を業務責任者とし、契約締結時に業務責任者について通知すること。

(2) 行政資料の貸与

本業務の履行にあたり必要となる資料について、本市から提供可能な資料を貸与する。貸与された資料は、十分な注意のうえ取り扱い、本市の許可なく第三者に公表又は貸与してはならない。作業終了後又は本業務の履行にあたり不要となった場合は、速やかに返却すること。

(3) 秘密の保持

本業務の履行にあたり知り得た秘密や個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、徳島市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(4) 打合せ等

本業務の履行にあたり必要となる打合せは適宜実施するものとし、受託者は打合せ記録を作成のうえ本市の確認を受けるものとする。

打合せは、徳島市役所での実施を原則とするが、緊急的な調整を要する場合や軽微な事項については、電話、電子メール等による打合せも可能とする。

(5) 経費

本業務に係る打合せ費用や成果品の作成費用等、実施に必要な経費はすべて委託料に含まれる。

(6) 著作権の帰属

本業務による成果物等の著作権等については、本市に帰属するものとする。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の扱いは、本市と受託者協議のうえ、本市の指示に従い対応するものとする。